

区分	内容
扶養手当	配偶者 10,000円 子 8,000円 ※配偶者がいない場合の1人目 10,000円 (満16歳年度初めから満22歳年度末までの子1人につき5,000円加算) その他 6,500円 ※配偶者がいない場合の1人目 9,000円
住居手当	借家・借間居住者 ・家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 ・家賃23,000円を超える場合 (家賃-23,000円)×1/2+11,000円 ※最高27,000円
通勤手当	交通機関等利用者 55,000円を限度とし、運賃相当額の範囲内で支給 交通用具利用者 通勤距離に応じ、2,000円~31,600円
管理職手当	理事 79,400円、部長・参事 75,200円、次長 62,200円、課長 49,800円、 出先機関の長 33,200円
管理職員特別勤務手当	週休日 8,500円~12,750円 平日深夜 4,300円
単身赴任手当	基礎額 30,000円 加算額 職員の住居と配偶者の住居との距離に応じ、8,000円~70,000円

(9) 特別職の報酬等の状況(平成29年4月1日現在)

区分		給料月額等	期末手当	
給料	町長	746,100円(829,000円)	6月期	1.55月分
	副町長	685,000円	12月期	1.70月分→1.75月分
報酬	議長	377,000円	計	3.25月分→3.30月分
	副議長	302,000円		
	議員	282,000円		
			※役職による加算45%	

備考 ()内は、減額措置を行う前の金額です。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況(変則勤務職場等を除く一般的な職場におけるもの)

正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
7時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午~午後1時

(2) 主な休暇の種類

区分	付与日数
年次有給休暇	1年につき20日
選挙権等行使	必要と認められる期間
証人等出頭	必要と認められる期間
骨髄提供	必要と認められる期間
ボランティア	1年につき5日以内の期間
結婚	連続5日以内の期間
妊娠中通勤緩和	1日60分以内の期間
妊娠中保健指導等	妊娠週数に応じて必要な期間
産前	出産予定日までの8週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内
産後	出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間
子の看護	1年につき5日(2人以上の場合は10日)以内の期間
短期介護	1年につき5日(2人以上の場合は10日)以内の期間
育児時間	1日2回それぞれ30分以内の期間
妻の出産補助	2日以内の期間
育児参加	5日以内の期間
忌引	親族の区分により1~7日以内の連続する期間
父母の祭日	1日以内の期間
夏季休暇	7月から9月までの連続する5日以内の期間
住居滅失等	7日以内の期間
災害等出勤困難	必要と認められる期間
退勤途上危険回避	必要と認められる期間